



第 1 1 章 エコアクション刈谷



刈谷ハイウェイオアシス

第11章 エコアクション刈谷

1 刈谷市職員環境行動計画「エコアクション刈谷」（平成28年4月1日改定）

地方公共団体は、市民や事業者に環境保全の行動を求めていく立場であることから、自ら率先した取組をすることが求められています。そのため、温室効果ガスの排出抑制を含め、本市の事務及び事業における環境負荷を軽減させることを目的に、刈谷市職員環境行動計画「エコアクション刈谷」を定め、推進しています。

職員一人ひとりが自らの行動に責任を持つとともに、各職場での環境配慮行動を日常業務に定着させ、全庁的な推進を図っていきます。

※期間は平成28年度から令和2年度までの5年間です

※計画の適用範囲は、本市における全ての事務及び事業（委託事業を除く）を対象とします

※適用施設は、市が管理運営する施設及び指定管理者制度導入施設です

(1) 計画で定める具体的配慮事項及び取組

計画における具体的な取組を以下に示します。

なお、項目記載上の「◎」印は「温室効果ガスの排出抑制対策に直接的に資する取組」、「○」印は「温室効果ガスの排出抑制対策に間接的に資する取組」を表しています。

以下の配慮事項については、職員一人ひとりが責務と役割を自覚した上で、省エネ・省資源の意識を持って取り組んでいく必要があります。

ア 財やサービスの購入に当たっての配慮事項

①低公害車・低燃費車の導入

- ◎ 燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車を率先導入する。

②エネルギー消費効率の高い機器の購入

- ◎ O A機器、家電製品、照明等の導入・更新時は、省エネルギー型の製品を選択する。

③刈谷市グリーン購入基本方針の遵守

- その他、物品の調達に当たっては、刈谷市グリーン購入基本方針を遵守する。

イ 財やサービスの使用に当たっての配慮事項

(ア) 省エネルギーに関する取組

①照明使用の削減

- ◎ 休憩時間、業務時間外においては、必要最小限の部分を除き消灯する。
- ◎ 廊下、ミーティングスペース等では、自然光を活用する。
- ◎ ライトアップの箇所・時間の削減に努める。
- ◎ ノー残業デーの一層の徹底を図る。

②O A機器等の適正管理

- ◎ 不使用時は節電・待機モードに切り替える。
- ◎ 業務時間外の電源OFFを徹底する。

③ガス機器（給湯器等）の適正管理

- ◎ 給湯温度を低めに設定する。
- ◎ 使用後は種火を止める。

④職員のエレベーター使用の自粛

- ◎ 傷病時や荷物運搬時を除き、上階へ4フロア以上の移動以外は階段を利用する。

⑤冷暖房機器の適正利用

- ◎ 冷暖房中の窓・出入口の開放禁止を徹底する。
- ◎ 会議室に不要な空調が入らないよう、会議室管理を徹底する。
- ◎ 冷暖房中は、執務室のブラインドやカーテンを有効利用する。
- クールビズ・ウォームビズを活用する。

⑥公用車の使用抑制

- ◎ 近距離の移動は、徒歩や自転車で行う。
(片道500メートル以内は、原則公用車を使用しない。)
- ◎ 可能な範囲で公共交通機関を活用する。

⑦公用車の燃費向上

- ◎ 次世代自動車・低燃費車や小型車両を優先的に利用する。
- ◎ エコドライブを励行する。
- ◎ 不要物を積載しない。
- ◎ 有料道路走行時はETC搭載車両を利用する。

(イ) 省資源に関する取組

①紙類の使用量の削減

- 会議資料の簡素化、要約版・概要版の作成、個人持ち資料の削減等を進める。
- 両面・縮小印刷、裏面利用、ミスコピー防止を徹底する。
- 職員ポータルサイトや電子メールの活用、会議資料の電子化でペーパーレス化を図る。
- 封筒の省略や使用済み封筒の再使用など、封筒使用の合理化を図る。

②水道の使用量の削減

- 水漏れ点検の実施や流量・水圧の調整により、水利用の適正化を図る。
- 水を使用する際は必要最小限に努める。

ウ 建築物の建築・管理等に当たっての配慮事項

(ア) 施設の設置・管理に関する取組

①省エネルギーに配慮した施設設計

- ◎ 太陽光発電システムの設置など、自然エネルギーの活用を進める。
- ◎ 省エネルギー型の照明機器（人感センサー、インバーター制御、タイマー制御、LED等高効率照明など）の設置・更新を進める。
- ◎ 省エネルギー型空調機器（ガス冷暖房、氷蓄熱式空調など）の設置・更新を進める。
- ◎ コージェネレーションシステムの導入など、エネルギー使用の合理化を進める。
- ◎ 建物の断熱性の向上を図る。
- ◎ 既存施設について省エネルギー改修をする際は、ESCO事業※導入に努める。

◎ 省エネ法に基づき、公共施設の省エネルギーを計画的に進める。

※E S C O事業とは、省エネに関するサービスを提供し、顧客の利益と地球環境の保全に貢献するビジネスで、顧客の省エネ効果の一部を報酬として受取る事業のこと。E S C O事業を利用して省エネ改修を行った場合、改修費用は光熱費削減分で賄うことができます。

②水の有効利用

- 節水コマ、自動水栓、トイレの流水音発生器など、節水に有効な設備・器具を導入する。
- 雨水利用や排水の再利用を図る。
- 雨水の地下浸透を図る。

③緑地面積の確保

- 植栽の設置や壁面・屋上緑化により、公共施設の緑化を推進する。
- 既存緑地の保全を図る。
- 新設の公共施設については、敷地面積に対し20%以上の緑被率を確保するよう努める。

④冷暖房温度の適正管理

- ◎ 冷房は28度程度、暖房の場合は20度程度に設定する。
- 空調や換気フィルター等をこまめに清掃し、点検するとともに空調対象範囲の細分化をするよう努める。

(イ) その他公共工事に関する取組

①公共工事の施工における環境負荷軽減

- 刈谷市グリーン購入基本方針を遵守する（再掲）。
- 受注者に廃棄物適正処理の徹底を指示する。

エ その他の事務・事業に当たっての配慮事項

(ア) 廃棄・再資源化に関する取組

①ごみの発生抑制

- 事務用物品は可能な限り再利用する。
- 刈谷市グリーン購入基本方針を遵守する（再掲）。
- 紙類の使用量を削減する（再掲）。
- 個人ごみの発生を抑制する（水筒の利用や個人ごみ持ち帰りなど）。

②再資源化の促進

- 廃棄時の分別を徹底する。
- 使用済み古紙の再資源化を推進する。
- コピー機やプリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進める。

(イ) 職員の行動促進に向けたその他の取組

①職員の環境保全意識の啓発

- 環境保全等に関して、職員への情報提供・啓発を行う。

②エコ通勤の促進

- ◎ 公共交通機関、マイカー相乗り、自転車、徒歩等による通勤（エコ通勤）を奨励する。

(2) 「エコアクション刈谷」取組状況調査結果

第6版「エコアクション刈谷」に基づいた取組内容について、令和2年4月から令和3年3月までの1年間における刈谷市役所各課等及び職員の取組内容を調査しました。

その主な結果は次のとおりです。

ア 各取組内容の実践率について

各取組内容の実践率について、所属別の6段階自己評価をパーセントに換算して算出しました。全体の平均実践率は91.2%でした。

取組内容		実践率	参考 (前報告実践率)
1	環境に配慮した財・サービスの購入	89.4%	89.8%
2	照明使用の削減	89.5%	91.0%
3	OA機器等の適正管理	93.7%	94.3%
4	ガス機器（給湯器等）の適正管理	92.4%	94.4%
5	職員のエレベーター使用の自粛	98.0%	99.1%
6	冷暖房機器の適正利用	92.5%	93.5%
7	公用車の使用抑制	94.0%	95.2%
8	公用車の燃費向上	92.6%	92.7%
9	紙類の使用量の削減	85.0%	83.2%
10	水道の使用量の削減	89.5%	89.8%
11	ごみの発生抑制	86.9%	87.0%
12	再資源化の促進	92.4%	92.8%
全体平均		91.2%	91.7%

イ 温室効果ガスの総排出量の削減について

温室効果ガスの総排出量（二酸化炭素換算値）は、令和2年度において平成26年度（基準年度）の排出量 17,977,662 kg-CO₂ から6%減を目標としています。

令和2年度の実績は、基準年度比で8.69%増となり、最終的な目標である6%削減を達成することができませんでした。

主因としては、全小中学校への冷暖房機の導入や歴史博物館等の新規施設の開設における影響のほか、既存施設の電気や都市ガスの使用量の増加も大きく影響していると考えられます。なお、既存施設の電気等の使用量の増加は、熱中症対策のための冷房利用の増加などが影響しているものと考えられます。

	平成26年度 (基準年度)	令和2年度 (実績)	増 減	
			排出量	比 率
二酸化炭素換算量 (kg-CO ₂)	17,977,662	19,539,516	+1,561,854	+8.69%

ウ 個別の措置について

(ア) 温室効果ガスの排出量削減に直接的に関係する項目

項目	平成 26 年度 (基準年度)	令和 2 年度 (実績)	令和 2 年度 (目標年度)
施設におけるエネルギー使用総量 (原油換算値)	9,366 kl	10,183kl (+8.7%)	8,804 kl (△6%)
施設におけるエネルギー使用効率 (原油換算値を単位面積等で除して算出)	100 (基準値)	106.6 (+6.6ポイント)	94 (6ポイント改善)
公用車の燃料使用総量 (原油換算値)	106.3 kl	82.2kl (△22.7%)	99.9 kl (△6%)
電気使用量	27,974 千 kWh	29,191 千 kWh (+4.4%)	26,296 千 kWh (△6%)

(イ) 温室効果ガスの排出量削減に間接的に関係する項目

項目	平成 26 年度 (基準年度)	令和 2 年度 (実績)	令和 2 年度 (目標年度)
グリーン購入達成率 (数量ベース)	91.3%	94.7% (+3.4ポイント)	97.3% (6ポイント改善)
用紙類の購入量	57,701 kg	58,417kg (+1.2%)	55,970 kg (△3%)
水の使用量	456,527 m ³	354,629 m ³ (△22.3%)	442,831 m ³ (△3%)

エ 低公害車の導入状況について

燃料電池 自動車	電気自動車	プラグイン ハイブリッド自動車	ハイブリッド 自動車	天然ガス 自動車	計
1	0	1	15	3	20

公用車保有台数：254 台

低公害車保有率：7.9%

(令和 3 年 3 月 31 日現在)

2 刈谷市グリーン購入

平成13年4月1日「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」、いわゆる「グリーン購入法」が施行されました。

この法律は、環境物品等の調達の推進、環境物品等に関する情報の提供等を定め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図ることを目的としています。そして、環境物品等の選択を国や独立行政法人等に義務付け、地方公共団体や地方独立行政法人には努力するよう求め、国民、事業者には一般的責務として求めています。また、国や物品の製造、輸入、販売等をする事業者に対し、情報提供等が求められています。

このような状況をふまえ、本市においても、環境物品等の調達を推進するため、平成14年4月1日に「刈谷市グリーン購入基本方針」を策定するとともに、基本方針に基づき調達目標やグリーン購入物品表等も策定いたしました。なお、調達目標や物品表などについては、定期的に見直しを行っております。

(1) 刈谷市グリーン購入基本方針（令和2年4月1日改定）

私たちを取り巻く社会は、大量生産、大量消費、大量廃棄といったライフスタイルや経済活動により環境に多くの負荷を与えており、こうした構造の変革を行政が市民、事業者にも率先して取り組み、環境負荷削減に努めなければなりません。

このため刈谷市は、その解決策の一つとして、環境に配慮した物品の調達（以下「グリーン購入」という。）を積極的に推進し、環境負荷削減に努めるため、刈谷市グリーン購入基本方針を定め実行を図るものとします。

ア 基本方針の位置付け

この基本方針は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図るため、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下「グリーン購入法」という。）」の規定及び「刈谷市職員環境行動計画」に基づき、刈谷市におけるグリーン購入の基本的事項を定めるものとする。

イ 調達の基本原則

財やサービスの調達に当たっては、まずその必要性について十分に考えた上で、以下の基本的事項に従い調達を行うものとする。

- ① 環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び放出が削減されていること。
- ② 資源やエネルギーの消費が少ないこと。
- ③ 資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること。
- ④ 長期間の使用ができること。
- ⑤ 再利用が可能であること。
- ⑥ リサイクルが可能であること。
- ⑦ 再生された素材や再利用された部品を多く利用していること。
- ⑧ 廃棄されるときに処理や処分が容易なこと。
- ⑨ 調達数量は、必要最小限とすること。

ウ 調達時の判断基準等

刈谷市におけるグリーン購入の判断基準等は、次のとおりとする。

(ア) 判断基準

別表 1 に掲げる対象品目（特定調達品目）については、下記の①または②を満たす物品等を選択する。

① グリーン購入法適合品（グリーン購入法第 6 条に基づき定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の判断基準を満たす。）である。

② 別表 2 に掲げる環境ラベル等（エコマークやグリーンマークなど、第三者機関や業界団体等が実施する環境ラベリング制度の認証を受けたもの）が付されている。

また、対象品目以外の物品等については、「2 調達の基本原則」に示す事項を、より多く満たすものを選択する。

(イ) 調達目標

調達目標については別表 3 のとおりとし、目標管理を行う。

(ウ) 基準等の見直し

上記の対象品目、判断基準及び調達目標については、適宜見直しをするものとする。

エ 公表

「基本方針」、「対象品目」及び「調達目標」は、公表するものとする。

オ 調達実績の把握と報告

各課等は、調達目標にかかる対象品目の調達実績を的確に把握し、環境推進課から請求があったときは、実績報告をするものとする。

※グリーン購入とは

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷が出来るだけ少ないものを選んで購入することです。

(2) 対象品目及び調達目標（別表１及び３関係）

分野	品目 (うち、目標管理対象)	調達目標等
1. 紙類 ※コピー用紙、ティッシュ等	7 品目 (7 品目)	調達総量の 100%
2. 文具類 ※ボールペン、ファイル等	83 品目 (81 品目)	調達総量の 100%
3. オフィス家具等 ※いす、机等	10 品目 (10 品目)	調達総量の 100%
4. 画像機器等 ※コピー機、プリンタ等	10 品目 (10 品目)	調達総量の 100%
5. 電子計算機等 ※電子計算機・ディスプレイ等	4 品目 (4 品目)	調達総量の 100%
6. オフィス機器等 ※シュレッダー、デジタル印刷機等	5 品目 (5 品目)	調達総量の 100%
7. 移動電話等 ※携帯電話、PHS 等	3 品目 (3 品目)	調達総量の 100%
8. 家電製品 ※電気冷蔵庫、電気冷凍庫等	6 品目 (6 品目)	調達総量の 100%
9. エアコンディショナー等 ※エアコンディショナー、ストーブ等	3 品目 (3 品目)	調達総量の 100%
10. 温水器等 ※ガス温水機器、石油温水機器等	4 品目 (4 品目)	調達総量の 100%
11. 照明 ※電球形状のランプ、LED 照明器具等	4 品目 (4 品目)	調達総量の 50%
12. 自動車等 ※自動車、乗用車用タイヤ等	3 品目 (3 品目)	調達総量の 100%
13. 消火器 ※消火器	1 品目 (1 品目)	調達総量の 50%
14. 制服、作業服等 ※制服、作業服等	4 品目 (4 品目)	調達総量の 75%
15. インテリア・寝装寝具 ※カーテン、布製ブラインド等	11 品目 (11 品目)	調達総量の 100%
16. 作業手袋 ※作業手袋	1 品目 (1 品目)	調達総量の 50%
17. その他繊維製品 ※集会用テント、ブルーシート等	7 品目 (7 品目)	調達総量の 50%
18. 設備 ※太陽光発電システム・燃料電池等	7 品目 (設定なし)	数値としての目標設定なし。
19. 災害用備蓄用品 ※缶詰、アルファ化米等	10 品目 (10 品目)	調達総量の 100%
20. 公共工事 ※間伐材、高炉セメント等	70 品目 (設定なし)	数値としての目標設定なし。
21. 役務 ※印刷、食堂等	21 品目 (設定なし)	数値としての目標設定なし。
22. ごみ袋等 ※プラスチック製ごみ袋	1 品目 (1 品目)	調達総量の 100%

取り組み対象品目

22分野 275品目

全体の調達目標

97.3%（総量ベース）

(3) 判断の参考にする環境ラベル等（別表2関係）

環境ラベル等名称 《実施・運営主体》	マーク	環境ラベル等名称 《実施・運営主体》	マーク
エコマーク 《財団法人日本環境協会》		再生紙使用マーク 《3R活動推進フォーラム》	 古紙パルプ配合率100%再生紙を使用
エコ・ユニフォームマーク 《日本被服工業組合連合会》	 (新) (旧)	燃費基準達成率ステッカー 《国土交通省》	
衛生マットレス・フレーム基準 《全日本ベッド工業会》		省エネラベリング制度 《経済産業省（省エネルギーセンター）》	
間伐材マーク 《全国森林組合連合会》		低燃費タイヤ統一マーク 《（一社）日本自動車タイヤ協会》	
牛乳パック再利用マーク 《NPO法人集めて使うリサイクル協会》		低排出ガス車認定マーク 《国土交通省》	
グリーンマーク 《財団法人古紙再生促進センター》		バイオマスマーク 《社団法人日本有機資源協会》	
JOIFA グリーンマーク 《（一社）日本オフィス家具協会》		PCグリーンラベル 《一般社団法人パソコン3R推進協会》	
国際エネルギースタープログラム 《経済産業省（省エネルギーセンター）》	 (新) (旧)	PETボトルリサイクル推奨マーク 《PETボトルリサイクル推進協議会》	
統一省エネラベル 《経済産業省（省エネルギーセンター）》		グリーンプリンティング認定制度 《（一社）日本印刷産業連合会》	
NLマーク 《日本印刷インキ工業連合会》		植物油インキマーク 《日本印刷インキ工業連合会》	
モバイル・リサイクル・ネットワーク 《（一社）電気通信事業者協会》		ウィンドウ・フィルムロゴマーク 《日本ウィンドウ・フィルム工業会》	
フロンラベル 《経済産業省》			

(4) 刈谷市グリーン購入調達実績

令和2年度実績

分野	調達目標	全購入数	グリーン購入数	達成率
1. 紙類	100%	508,735	501,723	98.6%
2. 文具類	100%	67,050	46,110	68.8%
3. オフィス家具等	100%	1,710	172	10.1%
4. 画像機器等	100%	1,362	872	64.0%
5. 電子計算機等	100%	2,309	1,205	52.2%
6. オフィス機器等	100%	11,151	10,969	98.4%
7. 携帯電話	100%	0	0	—
8. 家電製品	100%	4	2	50.0%
9. エアコンディショナー等	100%	1	0	0.0%
10. 温水器等	100%	0	0	—
11. 照明	50%	1,292	693	53.6%
12. 自動車等	100%	41	15	36.6%
13. 消火器	50%	89	86	96.6%
14. 制服・作業服等	75%	1,475	827	56.1%
15. インテリア・寝装寝具	100%	278	0	0.0%
16. 作業手袋	50%	470	0	0.0%
17. その他繊維製品	50%	72	8	11.1%
18. 設備	目標管理対象外			
19. 防災用備蓄用品	100%	29,328	29,328	100.0%
20. 公共工事	目標管理対象外			
21. 役務	目標管理対象外			
総計	97.3%	625,367	592,010	94.7%